

鳴門教育大学大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定に関する規程

平成16年 4月 1日
規程第 56号

改正 平成17年 3月14日規程第20号
平成24年 3月19日規程第32号
平成24年10月24日規程第50号
平成27年 2月27日規程第6号
平成31年 3月27日規程第76号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第51条第3項の規定に基づき、大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定について、必要な事項を定めるものとする。

(単位認定のための条件)

第2条 単位の認定を受けることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 文部科学省認定の「実用英語技能審査基準」に基づき、財団法人日本英語検定協会が実施する試験（以下「英検」という。）で、2級以上の資格を認定されている者
- (2) Educational Testing Service が実施する Test of English as a Foreign Language（以下「TOEFL」という。）でiBT（Internet-Based Test）61点以上の成績を有する者
- (3) 財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施する国際コミュニケーション英語能力テスト（以下「TOEIC」という。）で600点以上の成績を有する者（認定する授業科目及び単位数）

第3条 認定する授業科目及び単位数は、次の表のとおりとする。ただし、複数の学修でそれぞれ基準点に達した場合であっても、2科目2単位を単位認定の上限とする。

学修の種類	級・点数	認定する本学の授業科目	認定する単位数
英検	準1級以上	英語コミュニケーションⅢ 英語コミュニケーションⅣ	左欄に掲げる授業科目から 2科目2単位
	2級		左欄に掲げる授業科目から 1科目1単位
TOEFL (I-based)	75点以上		左欄に掲げる授業科目から 2科目2単位
	61点～74点		左欄に掲げる授業科目から 1科目1単位
TOEIC	730点以上		左欄に掲げる授業科目から 2科目2単位
	600点～729点		左欄に掲げる授業科目から 1科目1単位

(認定の手続)

第4条 単位の認定を受けようとする者は、英語コミュニケーションⅢ及び英語コミュニケーションⅣについては第1年次の2月15日（その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、土曜日に当たるときはその前日とする。以下この項において同じ。）までに大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定願（別記様式第1号）に当該成績を証明する書類を添えて学長に提出するものとする。

(単位の認定)

第5条 単位の認定は、学校教育学部教務委員会の議を経るとともに、教授会の意見を聴いて、学長が行うものとする。

(学籍簿への記入)

第6条 単位の認定を受けた者の学籍簿には、当該授業科目の成績欄に「認定」と記入する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の第3条の規程にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式第1号（第4条関係）

大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定願

令和 年 月 日

鳴門教育大学長 殿

所 属
学籍番号
氏 名

このたび、学則第51条第3項の規定に基づき、下記の単位を認定くださるよう、所定の書類を添えて申請します。

記

学修の種類及び級・点数等		
合格した年月		
授 業 科 目	単 位	

備考 規格は、A4判とする。